

裁 決 及 び 決 定 書

審査請求人兼申立人

高崎市

上記代理人

処 分 庁

高崎市福祉事務所長

審査請求人兼申立人 [] (以下「請求人」という。) から、平成23年7月6日付けで請求のあった高崎市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) の生活保護法 (昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。) に基づく生活保護変更決定処分、生活保護停止決定処分、生活保護廃止決定処分に係る審査請求及び執行停止の申立てについて、次のとおり裁決及び決定する。

主 文

処分庁が平成23年6月1日付けで決定した生活保護廃止決定処分は、これを取り消す。本件審査請求のその余の請求を棄却し、本件執行停止の申立てを却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して行った①平成23年5月16日付け生活保護変更決定処分 (以下「本件変更処分」という)、②平成23年5月17日付け生活保護停止決定処分 (以下「本件停止処分」という)、③平成23年6月1日付け生活保護廃止決定処分 (以下「本件廃止処分」という) の取消しを求め、あわせて、これらの処分の執行停止を申し立てるというものである。

44

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人はこれらの点から、本件処分の取消しを求めているものと解される。

(理由)

処分庁からの次の指導指示事項に従っていたにも関わらず、処分庁がこれを認めずに、本件廃止処分等がおこなわれたこと。

- ①車の使用・所有をしない旨を書面にて誓約すること
- ②自動車の返却
- ③求職活動の実施
- ④自立更生計画書の提出

第2 当庁の判断

1 経過（弁明書から要約）

処分庁の弁明書によれば、本件審査請求に至る経緯は、概ね以下のとおりである。

- ① 平成19年10月17日、請求人から保護申請書の提出があり、処分庁は同日から法による保護を開始した。保護申請書添付の資産申告書には自動車保有なしとの記載がなされていた。
- ③ 平成23年2月10日、請求人が処分庁へ来所した際、同行していた請求人の子が、高崎市役所地下駐車場の駐車券への検印を求めてきた。
- ④ 処分庁は、請求人が日常的に自動車を使用しているものと認め、調査を開始した。

平成23年2月21日、処分庁職員は、請求人が自動車を運転し、[REDACTED]へ帰宅したところを視認した。この時、助手席に同乗していた請求人の子が車から降り、同車から家庭用ポリタンクを持ち出し、請求人においては、運転席から降車しそれぞれ住宅へ入ったことを確認した。

また、平成23年2月24日、請求人が[REDACTED]へ自動車で帰宅し、レジ袋を持って降車したことを確認した。

- ⑤ 平成23年3月3日、処分庁は以下の4項目について口頭指導を行なった。
 - ア 車の使用・所有をしない旨を書面にて誓約すること
 - イ 自動車の返却
 - ウ 求職活動の実施
 - エ 自立更生計画書の提出
- ⑥ 処分庁はこの目的が達成されないものと認め、平成23年3月16日付けで文書指導を行なった。
- ⑦ この文書指導に対する報告期限を平成23年3月22日と指定された請求人は、同日迄に指示書への返答と題する書面を提出した。

処分庁は、再びこの目的が達成されないものと認め、平成23年4月6日付けで2回目の文書指導を行なった。

処分庁は、この指導に対する報告期限を平成23年4月12日と指定し、来庁して報告するよう求めた。請求人は、平成23年4月9日付けで請求人作成にかかる誓約書、自立更生計画書、車を返却した旨を記載した文書を提出した。
- ⑧ 処分庁は、これら提出資料をもってしても指導指示への真摯な回答と認められ

なかったことから、平成23年4月28日に弁明の機会を与えたが、請求人は親の介護や就労のために自動車の使用が必要と主張し、一方で処分庁は、請求人の主張が自動車の使用を認める特段の事情にないと判断したため、平成23年5月16日付け本件変更処分を決定し、5月分の保護費を返還するよう通知した。

また、平成23年5月17日付けで本件停止処分を決定し、請求人に通知した。

- ⑨ 平成23年5月27日、請求人が歯科へ通院する際に自動車を使用しているところを、処分庁の職員が視認した。

処分庁は、停止中にも関わらず指導指示に従う義務を怠ったと判断し、本件廃止処分を決定し、平成23年6月1日付けで請求人に通知した。

2 請求人の主張

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容から、請求人の主張は、概ね以下のとおりと認められる。

(1) 自動車の使用について

請求人は、親の介護等で自動車の使用が必要なことから、自動車の使用を認めるよう主張したが、処分庁はこれを認めなかったため、生活保護受給中に自動車を私用で用いることは無かった。

一方で、業務中に職場の業務指示によって勤務先の自動車を使うことについては、処分庁の同意を得ていた。このため、請求人は業務命令に沿って、業務中のみ自動車の貸与を受けて使用していたものである。

請求人名義で駐車場の契約がされていたことについては、駐車場の返還手続きを行わなかっただけであり、実際に駐車場を使用していたわけではない。

(2) 求職活動の実施及び自立更生計画書の提出について

平成23年3月11日に東日本大震災が発生するなどの影響にもかかわらず、3月中には2回の職業安定所への求職活動を実施している。

また、自立更生計画書は、平成23年4月9日に提出したものの、処分庁から同月28日の弁明の手続きにおいて、記載が不十分であると指摘され、記載方法について処分庁の教示を待っていた状況である。

3 判 断

法の規定では、保護を受給するうえで指導指示に従う義務については「被保護者は、保護の実施機関が（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」（法第62条第1項）とされ、「保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」（同条第3項）とされ、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない」（同条第4項）と規定している。

なお、車の使用については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下、「保護の実施要領」という。）において、「問第3の9」「問第3の9-2」「問第3の1

2」に該当する場合において使用を認めることとされており、そのなかで別世帯の親族の介護等を理由に使用が認められるとは規定されていない。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問3-20では、他人名義の自動車利用についても法第27条による指導指示の対象となるとしている。

一方で、業務執行のために事業所の車を使用することは、勤務先の指示に沿った勤務時間中においてのみ、使用を許されるものと解される。

これを本件についてみると、自動車の使用に関する妥当性について、請求人は、勤務先の自動車を使うことについて予め処分庁の了解を得ていたため、勤務中に限り職場の業務指示によって自動車を使用していたと主張するが、平成23年2月21日及び平成23年2月24日に、処分庁職員が、請求人が自動車を使用しているところを視認していることに関し、処分庁の弁明書証拠書類乙第14号証（勤務先：[redacted] 発行 2月分給与明細書）によれば、両日とも請求人がその日に勤務していたとは認められない。

また、請求人の勤務先は富岡市内に所在しているが、請求人が高崎市内で自動車の使用を視認されていること、自動車に子が同乗していたこと、高崎市内で駐車場の契約を継続していたことを考慮すると、勤務先での業務のみに自動車を使用していたとする請求人の主張を認めることは困難である。

次に、求職活動の実施については、処分庁の弁明書証拠書類乙第14号証によれば、平成23年2月から4月における請求人の勤務先における就労は、1箇月あたり4～5日（13時間～16時間）であることから生活を支えるには不十分であり、処分庁が請求人に対して、自立に向けてさらに他の就労先をさがすよう指導指示したことは妥当と認められる。

これに対し、請求人が作成した求職活動状況報告書（弁明書乙第14号証）によれば、3月中の求職は高崎職業安定所への相談が2回であり、うち地震の影響を受けない震災発生前の間では1度限りである。また、4月には求人情報誌を見て電話での求職が4回のみであり、請求人の主張する家族の介護や、震災の影響等を考慮しても、さらに努力する余地があったと判断される。

次に、自立更生計画書の再提出については、訂正方法についての教示を待っていたとする請求人の主張と、処分庁の主張がくい違うところである。ところで、4月28日の弁明手続きにおいて処分庁から弁明書を再提出をするよう指示があったことについては請求人も認めているが、その後においても自立更生計画書は再提出されていない。

なお、被保護者が指導指示に従う義務に違反した場合の保護の実施機関がおこなう手続きについて、保護の実施要領（問第11-1）の答2では、「保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続きを経たうえ、保護を廃止すること」と規定している。

以上の観点から、処分庁による指導指示は、保護の実施要領等に定める自動車の使用制限及び「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆる

るものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定する法第4条第1項の趣旨に沿って行われたものであると認められ、本件変更処分及び本件停止処分は、法第62条第4項で規定する弁明の機会を付与して決定されていることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

一方で、本件廃止処分においては、処分に際し、請求人に再度の書面による指導指示及び法第62条第4項に規定する弁明の機会を付与していないことから、手続きに看過できない重大な瑕疵があるので、その処分を取り消すのが妥当と判断する。

また、請求人は、本件審査請求に関する処分について、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第34条第2項に規定する執行停止の申立て（以下「本件申立て」という。）を行っている。行政不服審査法第34条第4項は、執行停止について、「審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない」と定めるとともに、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない」と、執行停止を行わない消極要件について規定している。

これを本件についてみると、請求人は、本件審査請求に関する変更処分に係る平成23年5月分の扶助費を返還しておらず、平成23年4月及び8月には児童扶養手当が支給されていること等から、執行停止申立の対象である処分の施行日から本審査請求に関して生活保護法第65条で規定している裁決の期限までの期間において、請求人の生活状況は直ちに急迫の状況にあるとは考えられず、「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」とは認められない。

4 結 論

以上の理由により、本件審査請求について、本件変更処分及び本件停止処分は、行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、本件廃止処分は、同条第3項の規定に基づき、それぞれ主文のとおり裁決する。

なお、本件申立ては、行政不服審査法第34条第4項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成23年8月25日

審査庁

群馬県知事 大 澤 正 明



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第8条及び生活保護法第66条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる処分をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを、あるいは群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【再審査請求先】

厚生労働省（社会・援護局保護課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号